

平成28年(ワ)第308号「戦争法」強行成立損害請求事件
原告 000 ほか37名
被告 国ほか4名

準 備 書 面 (6)

被告国準備書面(1)に対する反論—その5
(本件立法行為は国家賠償法上の違法を免れない)

2017年7月19日

松山地方裁判所 御中

選定当事者兼原告

選定当事者兼原告

選定当事者兼原告

原告

原告

原告

目次

第1 <u>「戦争法」による重大な権利侵害</u>	3
1 <u>はじめに</u>	3
2 <u>平和的生存権・人格権に対する侵害の明白性</u>	3
(1) <u>集団的自衛権の行使による侵害</u>	3
(2) <u>「戦闘地域」での後方支援による侵害</u>	7
(3) <u>国連平和維持活動（PKO）による侵害</u>	9
(4) <u>小結</u>	12
3 <u>国会審議と新聞記事</u>	12
(1) <u>国会審議の不十分さ</u>	12
(2) <u>国会審議</u>	12
(3) <u>新聞記事</u>	13
4 <u>結語</u>	20

第1 「戦争法」による重大な権利侵害

1 はじめに

平和的生存権は、憲法上保障される具体的権利である。その詳細は準備書面(5)において主張しているとおりである。その内容として少なくとも、憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危険にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされることがなく生きることができる権利、及び憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるようなことなく生きることができる権利、アジアの人々の平和のうちに生きる権利、人々が国家の枠を越えて相互理解・友好を深める権利を含むものである。すなわち、戦争の被害と加害の双方の危険から免れて生存する権利といえる。

被告国(内閣)及び被告塩崎ら(国会)の憲法9条に違反する行為は、とりもなおさずこの平和的生存権を侵害する。「戦争法」の制定は、前記の事態に至るおそれを現実化させるものであり、憲法9条に違反する法律の制定行為自体が、明白な平和的生存権の侵害となる。「戦争法」の制定行為により、原告らは、戦争、「テロ」の被害者になる危険から生じる苦痛だけでなく、国家の行為として海外で武力行使を行うことで、殺人の加害者にもさせられてしまう苦痛にもさいなまれている。

「戦争法」は、戦争や「テロ」の危険を格段に高めることにより、原告らをはじめ世界の人々の生命・身体・財産に対する危険をも増大させたのであり、それ自体が原告らの人格権の明白な侵害である。

「戦争法」の制定行為によって、どれほど戦争や「テロ」の危険が高まったかを明らかにすること

は、憲法に違反する立法行為の権利侵害性すなわち違法性の明白性を明らかにすることになる。国家賠償法上の違法性は、当該行為の違憲性・違法性の程度のみならず、侵害行為の明白性をも勘案して判断されるべきであるから、本書面をもって、侵害行為の明白性を論じることとする。

なお、人格権侵害による原告らの被害については、準備書面(1)で主張しているが、別途準備書面をもってさらに主張したい。

2 平和的生存権・人格権に対する侵害の明白性

「戦争法」は、その規定内容や政府の答弁、元内閣法制局長官の意見からして、その立法内容が平和的生存権を違法に侵害するものであることが明白である。以下、詳述する。

(1) 集団的自衛権の行使による侵害

ア 集団的自衛権の行使は国民が殺し殺される事態を生じさせる

(ア) アメリカとの関係

政府が、主として集団的自衛権を行使する相手国と想定するアメリカは、先制攻撃戦略を公然と掲げ、ベトナム戦争でもトンキン湾事件を仕立て上げ、イラク戦争でも結局はフセインの大量破壊兵器の存在はなかったにもかかわらず情報を操作し、国際法違反の先制攻撃を繰り返してきた。つまり、ベトナム戦争及びイラク戦争は、国際法違反の侵略戦争である。

日本が集団的自衛権行使すれば結局、武力紛争の一方の側に付くことになる。その一方側とは、アメリカである。つまり、自衛隊員も日本「国民」も大義のないアメリカの国益のための侵略戦争に加担している。そのことで、これまで以上に国際社会の緊張を高め、平和な内に生活する環境を破壊し、そのことで、原告をはじめとする世界の人々の生命・身体・精神が侵害されている。アメリカが起こした先の戦争においては今まですべて先制攻撃が実行され、グレナダ侵略、リビア爆撃、パナマ侵略では国連において非難決議が出ている。これに対し、日本政府は戦後ただ一度もアメリカの戦争を国際法違反と批判したことはない。全て賛成・支持・理解であった。その意味では集団的自衛権行使によってアメリカに参加(加担)する戦争は憲法違反のみならず、国際法違反に該当する。

(イ) アジアとの関係

国会審議に安倍首相は2015年6月26日の特別委員会で朝鮮有事を念頭に「存立危機事態」を説明している。また、2015年6月17日に開催された、第189回国会 国家基本政策委員会合同審査会では、安倍首相は、存立危機事態の例として挙げた朝鮮有事について、「言わば、朝鮮半島で有事が起こる中において米艦の艦船がその対応に当たっていく、これが重要影響事態に当たれば、我々は後方支援を行えます。その中において、某国が、東京を火の海にする、発言をどんどんエスカレートさせていく、様々な状況が、日本に対してミサイル攻撃をするかもしれないという状況が発生してくる。その中において、米

艦の艦船、あるいはその米艦の艦船がミサイル防衛に関わる艦船であった場合、それを攻撃するという事は、その攻撃された艦船を守らないということについては、これはやはり三要件に当たる可能性がある」と説明している。

上記、某国とは北朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」とする）であるのだろうが、この首相答弁は、日米朝鮮半島の現実を正確に把握していない。現実には、北朝鮮への米国・日本の不誠実な行動に対する、上記の北朝鮮の「エスカレートさせていく」、「日本に対してミサイル攻撃をするかもしれない」という応答を誘発している。

高井弘之氏は、「2013年の3月から4月にかけて、日本の政府・マスメディアは、『北朝鮮』がいまにも攻撃をして来そうだと大騒ぎであった」ことについて、海外メディア、当の米国政府ですら、「アメリカの威嚇・挑発」への応答であったと分析している。

『【ワシントン時事】米務省のベントレル副報道官代理は30日の記者会見で、北朝鮮による挑発行為や緊張の高まりが最近になって「提言している」との見方を示した。その上で、北朝鮮に対して国際的な義務を履行するという「真剣な意図」を示すよう求めていると強調した。ベントレル氏はこの中で、北朝鮮が挑発を抑制していることを「前向きなサインだ」と評価。〔略〕
(時事通信、2013年5月1日配信)』

「ムスダン2基、米軍の攻撃を思いとどまらせるための対抗手段—日米韓政府—」
日米韓は、ムスダン2基の配備は、3～4月に実施した米韓合同軍事演習に、核兵器を搭載できる米軍爆撃機が参加したことに対する対抗手段だったと分析。
〔略〕日米韓は、ムスダン配備は、記念日に合わせた発射のような政治行動ではなく、米軍の攻撃を思いとどまらせるための純粋な軍事行動だったと分析。
〔略〕4月末に米韓合同軍事演習が終了したことを待ちかねたように、ムスダン2基を日本海側から撤収させた。
(朝日デジタル、2013年5月18日)』

「ムスダン配備は」「米軍の思いとどまらせるための」「軍事行動だった」と日米韓（政府）自身が「分析」しているのである。
(証拠甲20号証「日本問題としての『北朝鮮問題』」(2013年)、80～86頁)』

続けて、北朝鮮の姿勢を「侵攻されれば攻撃する」という事実と、自国の「安全に関する懸念」に対する朝鮮のスタンスを下記のように論証する。

『(2) 侵略されれば攻撃するという朝鮮の姿勢

上記タイトルにある「朝鮮の姿勢」について、やはり、新聞記事を使って、

検証する。

【ソウル＝中野晃】北朝鮮の朝鮮労働党の機関誌、労働新聞は 17 日の論説で「米国が核戦争の導火線に火をつければ、ただちに侵略者の本拠地に核の先制打撃権を行使する」と主張。さらに在日米軍基地を念頭に「米帝（米国）に土地を丸ごと差し出し、再侵略を狙う日本も決して例外ではない。これは脅迫ではない」とし、日本も核攻撃の対象に含まれるとした。朝鮮中央通信が伝えた。（朝日新聞デジタル、2013 年 3 月 17 日）」

「核の先制打撃権を行使する」とあるが、その前提に、「米国が核戦争の導火線に火をつければ」とある。

【ソウル 21 日 ロイター】〔略〕今回の米韓合同軍事演習の一環で、米爆撃機が朝鮮半島上空を飛行したことに強い不快感を表明している。

21 日付の朝鮮中央通信（KCNA）の報道によると、北朝鮮司令部のスポークスマンは、挑発があれば攻撃する、と表明。「B52 爆撃機は離陸するグアムのアンダー線米空軍基地、日本国内で原子力潜水艦が配備されている場所や沖縄の米海軍基地が、われわれの精度の高い攻撃装置の射程にあることを忘れないよう米国に忠告する」と述べた。（朝日デジタル 2013 年 3 月 21 日）」

ここでも、「挑発があれば」という前提が付いている。

次に見るのは、具体的な地名まで挙げられたと大騒ぎになった時のものだが、この報道の根拠となっている労働新聞の記事は、下記のように、横須賀等が「射程圏内にある」と書いてあるだけで、たとえば、「先制攻撃する」などと書いているのではない。

【ソウル＝中野晃】北朝鮮の朝鮮労働党の機関誌、労働新聞（電子版）は 31 日、「横須賀、三沢、沖縄、グアムはもちろん米本土もわれわれの射撃圏内にある」とし、在日米軍基地も北朝鮮の攻撃対象になっているとした。〔略〕（朝日新聞デジタル、2013 年 3 月 31 日）」

「北朝鮮」が日本やアメリカを攻撃するという記事は、総じて、下記もそうであるように、使用する言葉は激しく攻撃的なものであっても、「アメリカが朝鮮を侵犯・攻撃すれば」という前提は付いている。しかし、メディアによっては、意識的かそうでないかは知らないが、その「前提」部分を省略している場合も多い。

また、日本のメディアで引用される、朝鮮の労働新聞や朝鮮中央通信の記事そのものに、明示的な形でその「前提」を記していない場合でも、記事が前提としている状況や文脈などから、その「前提」が存在していることを理解できる。

「朝鮮労働党機関誌、労働新聞（電子版）は 15 日の社説で「敵が祖国の空と地、海を少しでも侵犯すれば無慈悲に粉砕すべきだ」と訴えた。
（朝日新聞、2013 年 4 月 16 日）」

（3）自国の『安全に関する懸念』に対する朝鮮のスタンス

以上、「脅威」を与え、「挑発」しているのはアメリカのほうであること、また、朝鮮は、攻撃的な言葉は使っても、実際に攻撃するのは「アメリカが侵犯・攻撃した場合」という前提が付いていることを、新聞記事から見てきた。このことは、以下の、アメリカ、ケリー国防長官の言葉からも証される。

「ケリー氏は『彼らの安全に関する懸念について対処し、6 者協議参加国と交渉の席で解決策を見つけることができる』とも踏み込んだ。[略]ただ、6 者協議や米朝協議の本格的な再開のためには、北朝鮮が先に動くべきだという立場は変えていない。

（朝日新聞デジタル 2013 年 4 月 16 日）」

朝鮮に「安全に関する懸念」を与えているアメリカ

ケリー国務長官の発言は、「安全に関する懸念」を持っているのはアメリカでなく朝鮮のほうであることを当然の前提としている。しかも、アメリカは、その朝鮮の「懸念について対処」できる立場にいるのである。

つまり、自分たちアメリカは、朝鮮に対し、「安全に対する懸念」を与えているが、その問題を、交渉次第では「解決」してやってもいい、と言っているのである。アメリカ国務長官である彼に、アメリカこそが朝鮮の安全を脅かし、朝鮮の側に自らの「安全に関する懸念」を生じさせているのだという認識と自覚があることは明らかである。

いわば、アメリカは両手で朝鮮の首を絞めつけており、その力を強めることも弱めることもできる特権的位置にいると言えるのである。このようなアメリカの優位的・特権的位置から自国を防衛するための朝鮮の基本的スタンスは、次のようなものとなっている。

「国際社会の一致した反対にもかかわらず、米国によって強行されたイラク戦争は、国と民族の自決権を守るためには唯一、強力な物理的抑止力がなければならぬという教訓をすべての主権国家に与えている。

（朝鮮中央通信 2003 年 4 月 24 日）」

「米国が敵対政策を放棄せずに、朝鮮に対する核攻撃の威嚇を継続するなら、我々も核抑止力を保有するしかない。

（朝鮮中央通信 2003 年 6 月 9 日）」

そして、今回の「核危機事態」に対しては、以下のような声明を発している。

「朝鮮中央通信によると、国防委政策局の声明は、挑発行為の即時中止と全面謝罪を要求。『米国が（韓国と周辺地域に）投入した核戦争手段の撤収から、半島の非核化が始まる』とも主張した。また、北朝鮮の祖国平和統一委員会は同日、報道官談話で、『我々は米国と事実上の核戦争をしたのも同然だ。米国は再審の核戦略武器で脅かしたが、我々は核打撃手段で軍事的応答措置をとった』とした。

（朝日新聞 2013年4月19日）」

このように新聞記事を検証してみるならば、政府・マスメディアが作り出し、多くの人たちがそう思い込んでいるだろうところの、朝鮮とアメリカ・朝鮮と米日の位置関係は、逆転してくるのではないだろうか。

（証拠甲 20号証「日本問題としての『北朝鮮問題』」（2013年）、86～90頁）」

このように、北朝鮮は、米国が「核戦争の導火線に火をつければ」、または、米国の「挑発があれば」、米国が「我が祖国の空と地、海を少しでも侵犯すれば」、という「前提」で、軍事行動をしようと言っており、事実、その通りである。つまり、「戦争法」制定以前は、日本国が北朝鮮を「挑発」、「侵犯」することなどあり得ず、北朝鮮の攻撃対象にもなり得なかった。しかし、「戦争法」制定によって、北朝鮮に対する敵視政策を続け、米韓で北朝鮮を想定した合同軍事訓練を強化し、脅威を与え続けている米国の要請があれば「米艦を後方支援する」ことを可能とし、北朝鮮にとっては、日本も米国同様、自国に「脅威」を与える国になり、北朝鮮の軍事行動の対象となった。それは、朝鮮半島への出撃基地になる沖縄をはじめとした在日米軍基地、米軍に後方支援を行う自衛隊の基地は直ちにミサイル反撃の目標になる蓋然性が十分にある。

つまり、「戦争法」制定によって、米国の北朝鮮敵視政策を後方支援すると宣言した日本も、北朝鮮からの報復を受け、平和的生存権を侵害される可能性が格段に高まった。

（ウ）「戦争法」の危険性

国会審議の2015年6月22日の参考人質疑で、宮崎礼體元内閣法制局長官は「自国防衛と称して、攻撃を受けてないのに、武力行使をするのは、違法とされている先制攻撃そのものだ」と述べ、また、同阪田氏は「敵となる相手国に我領土を攻撃する大義名分を与えるということでもある。国民を守るというよりは、進んで国民を危険にさらすという結果しかもたらさない」と述べている。

「戦争法」は、日本が攻撃されず、相手側の攻撃の意思も関係なく、日本の側から他国の紛争に軍事的に介入する道を開くものである。つまり、国際法に反する武力行使（侵略）であり、それは相手国から反撃されても構わない立場に自ずからを置くことを意味する。

以上のように、本件「戦争法」は、憲法及び国際法に反し、日本の先制攻撃を事実上許すもの

である。そして、かかる内容の法制は、住民に対して反撃されることも含め戦争参加の現実的な恐怖感を与え、また、自衛隊員に対して殺し殺される具体的危険を負わせるものである。

イ 新3要件は集団的自衛権行使の歯止めにならない

本件「戦争法」は、集団的自衛権行使の要件として、①日本国に対する武力攻撃が発生したこと、又は日本国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本国の存立が脅かされ、「国民」の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、②これを排除し、日本国の存立を全うし、「国民」を守るために他に適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、という新3要件を定める。この新3要件を満たした場合、日本はどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動して、アメリカなどの戦争に自衛隊が参戦し、海外で武力行使することになる。そのことにより当然ながら日本が攻撃対象となる。

しかし、この発動要件である新3要件を満たしているかの判断は、国会審議の首相政府答弁をみると、総合的に判断せざるを得ないとか、その時になってみなければ分からないとか、ときの政権の大幅な裁量に任されている。2015年7月30日の参議院平和安全法制特別委員会で安倍首相は「実際にどのような場合にどのような武力行使がどの程度許されるかは、実際に発生した事態の個別的な状況に照らして総合的に判断する必要がありますので、……法律にこれを規定することは困難であると、このように考えております。」と答弁している。

以下のとおり、この新3要件は、集団的自衛権の行為の歯止めとしては機能しえず、国家の交戦権を無条件に認めるものにほかならない。

(ア) 他国への武力攻撃の有無を日本が自主的客観的に判断できない

まず、他国に対する武力攻撃の有無につき日本が自主的客観的に判断できない。宮崎礼體元内閣法制局長官は「集団的自衛権の場合、『他国に対する武力攻撃』が発生しているのか否か、その重大性の程度等を、果たして我が国が自主的に判断できるのであろうか。情報は挙げて要請国からの情報に頼らざるをえないし、ことは緊急を要する、結局、要請国の言いなりにならざるをえないであろう。」(岩波書店『世界』2014年8月号153頁)と述べている。横畠内閣法制局長官も、国会答弁において「我が国が他国に対する武力攻撃の発生を認定するという事は、実際上難しい」(2015年6月29日衆院平安特委)と認めている。結局、武力攻撃の有無の判断もアメリカの言いなりにならざるをえない。ベトナム戦争(侵略)の時、トンキン湾事件でアメリカに対する武力攻撃という情報そのものがアメリカによる虚偽だったことがアメリカのその後の調査・報告によっても明確になっている。また、イラク戦争は、アメリカが示した「イラクは大量破壊兵器を保有している」との情報を理由に開始されが、前述のようにこれも虚偽だった。

今後も同様なことが十分に予想される。つまり、アメリカに対する攻撃がない下で、アメリカの先制攻撃による戦争に対しても、アメリカの事実に基づかない(虚偽)情報に基づく要請に応じて、日本が支援の武力攻撃をする危険性が十分に予想される。

これまでの歴史の事実が示しているように、アメリカの武力攻撃理由には虚偽が多く、しかも、相手からの武力攻撃があったと言えるか否かさえ曖昧であり、その基準も不明確であり、しかも実際にはベトナム戦争(侵略)だけでなく集団的自衛権すべてが米ソと同盟国によって行使された

ことが示すように、いつでも濫用される危険性を持っている。2001年以降アメリカは同時「テロ」以降現実に攻撃が発生してなくても、アメリカの国益のため将来の危険に備えて武力行使する先制攻撃もありうる戦略を公式に打ち出している。

(イ) 明白な危険判断の政府の大幅な裁量

次に、明白な危険の判断につき政府の大幅な裁量が認められている。

中谷防衛相は、「存立危機事態に認定されるような場合が、同時に我が国に対する武力攻撃が予測又は切迫しているとは認められないこともあり得る」と述べ、武力攻撃が予測されない場合でも存立危機事態と判断することがあると明言している(8月26日、参院平安特委)。

予測事態であれば、防衛出動の待機命令が出され、武力攻撃の危険が切迫または発生した場合は防衛出動の措置がとられる。従来、政府は「武力攻撃の発生」した時点とは「相手が武力攻撃に着手した時」で、自衛隊を発動して攻撃することを可能としてきた。しかし、武力攻撃が予測もされない段階で、「存立危機事態」が認定されるのであれば、武力攻撃予測事態で防衛出動の待機命令が出される以前から、防衛出動命令が発令され武力行使を実施することになる。日本への攻撃が予測もされない場合でも、「総合的に判断」などといって、日本が先に攻撃することになる。先に攻撃すれば、相手から「先制攻撃」と批判されてもしかたがない。

武力攻撃が認定できなくても、意図が推測すればとか、「攻撃の意思がない場合でも3要件に当てはまれば、存立危機事態になり得る」ということは、時の政府の判断でいくらでも今までも日本政府が違憲としてきた集団的自衛権の行使が拡大していく危険性が十分にありうる。

(ウ) 必要最小限の実力行使の不可能性

必要最小限の実力行使にとどめることは、現実には不可能である。

すなわち、安倍政権は「日米防衛協力のための指針」(新ガイドライン)などで、アメリカに対して、「戦争法」が成立する前の2015年の8月にこの「戦争法」案を成立させると約束してきた。そのアメリカとの「日米共同作戦計画」に基づき、集団的自衛権行使として、米軍と一体となって自衛隊が武力行使する中で、アメリカに対する攻撃を排除するのだから米軍が必要とする限り作戦は継続されることになり歯止めはない。

米軍の護衛作戦や兵站活動、戦闘捜索、救難活動を実施しているさなかに、自衛隊が「必要最小限だから」といって止められることは現実的に不可能で「必要最小限度」の判断も米軍で結局は最後までアメリカの戦争に加担することになる。これは前記の国会審議でも明らかとなっている。

アメリカのイージス艦への攻撃を排除するだけで、アメリカへの攻撃が終結するわけではない。アメリカを攻撃してくる敵国のミサイル発射地点などを攻撃したり、それに対する反撃などによって戦闘がさらに拡大する可能性も当然ある。そのような状況で、誰が、どの様にして、日本の「存立危機事態」の終結をするのか。

しかも、アメリカと共同の戦争をしているなかで、日本の危機事態は「終結」したから、あとはアメリカだけで戦争を続けてくれなどという言い訳が通用するはずがない。

阪田元内閣法制局長官は、国会の参考人質疑で、「交戦権がない結果として、従来、我が国は、外国が攻めてきたときも、必要最小限度の実力行使しかできないんだ。それは何のための必要最小限度であったか」といって、その外国の侵略行為を排除するために必要最小限度なので、

敵が撃ち方をやめているのに、ずっと追っかけていって外国の領土、領海に入る、そして敵をせん滅するというようなことは許されないと述べてきた」「今回、もし集団的自衛権を、限定的であるとしても行使するとした場合に、そもそもそれは外国に行行って戦うことを意味するわけですから、この交戦権との関係で、必要最小限度というのは一体何なんだろう」(2015年6月22日、衆院平安特委)と指摘している。

個別的自衛権の場合は、我が国への攻撃を排除するのが必要最小限度で、追いかけて外国の領土まで行かないということであったが、集団的自衛権の場合は外国で戦うことになるので、必要最小限度にはならないというもつともな指摘である。

(2) 「戦闘地域」での後方支援による侵害

ア 「戦争法」は、「武器の提供」以外をすべて可能

従来の周辺事態法、テロ特措法、イラク特措法は、米軍支援について、「武器・弾薬の提供」「戦闘作戦行動に発進準備中の航空機への給油・整備」を除外していたが、今回の重要影響事態法と国際平和支援法では「武器の提供」以外をすべて可能とし、非戦闘地域をはずし、地理的限定もなくしたのが今回の「戦争法」である。

後方支援と呼んでいる活動は、武器・弾薬・兵員などの輸送、壊れた戦車の修理、傷病兵の医療、通信情報での支援などである。これらの活動は、国際的には「兵站」(ロジステックス)と呼ばれる活動で、軍事行使と一体化のものであること、軍事的な常識であるにもかかわらず、日本政府はこの奇妙な概念を使って憲法判断をしてきた。

米軍の「海兵隊教本」でも「兵站は戦闘と一体不可分、戦闘行為の中心構成要素」とされている。「これらの活動の全ては、予想外の出来事、我々の間違いあるいは敵の行動によって容易に影響され妨害される」「兵站の部隊、設備、施設は、単なる攻撃対象ではなく、軍事行動の格好の標的であることを認識することが重要である」とある。兵站は大量の物資を計画的に届けるために、事前に綿密な計画を立てなければならないから、対テロ戦争のような突然の攻撃に大変弱いという指摘もある。米海兵隊の「エネルギー戦略と実施計画」(2010年発表)でも、「輸送車隊は伝統的戦闘やテロ攻撃に弱く攻撃目標になる」と強調している。米陸軍死傷者のイラク、アフガンなどで10～12%は補給任務、IED(路肩爆弾)などで犠牲者が6～8割も出ている。

米陸軍の環境政策研究所の報告(2009年9月作成)によると、2003年から2007年までの5年間にイラクとアフガニスタンでの補給任務での死傷者数は、陸軍だけで、イラクで2,858人、アフガンで188人、あわせて3,000人を超えている。

水と燃料の輸送でこれだけの被害が出ている。これが戦場の実態である。

イ 外国軍に弾薬の提供可

提供できる弾薬についても、ロケット弾も戦車砲弾もりゅう弾、砲弾も無反動砲も運ぶだけでなく外国軍に提供もできる。特別委の審議で防衛大臣の中谷氏は「クラスター爆弾、劣化ウラン弾なども輸送でき核兵器の運搬も法文上排除していない」と述べている。

戦闘作戦行動に発進準備中の航空機への給油は「武力行使の一体化の」問題として1999年の周辺事態法審議の際、大森政輔内閣法制局長官は慎重さを予算委員会で述べ、雑誌『ジュリスト』2015年7月号48頁にも「一番典型的な武力行使の一体化」と発言しているように、まさしく給

油は「戦闘行為と密接不可分」で武力行使と一体の戦闘行為である。

これら戦闘地域の後方支援の行為は、すべて米軍等の戦闘部隊への「兵站」そのもので、戦闘行為の不可欠な一部で、イラク派遣訴訟でも非戦闘地域に限定されているイラク特措法に違反し、武力行使と一体とされ憲法9条1項に違反しているとの違憲の判示があったが、より今回の法は戦闘地域と拡大されているので明白な違憲行為になるのである。このイラク派遣は、陸上自衛隊幕僚部が作成されたイラク行動史でも違憲の武力行使であったことが明らかにされている。「責任者が今回は純然たる軍事作戦であった」「制圧射撃訓練を実施していた」「危ないと思ったら撃てと指揮」「ロケット弾・迫撃砲の14回23発の攻撃で一つ間違えば甚大な被害に結びついた可能性もあった」「部隊の車列が群衆に取り囲まれ銃を所持する現地民も含まれていた」ことが書かれている。このようにイラク派遣による例から見ても非戦闘地域から今回の法では戦闘地域に広がった後方支援は、自衛隊員が殺し殺される危険が一層増大されており、反撃として外地にいるNGO活動の人々、海外勤務者旅行者など反撃を受ける可能性が増大し、この後方支援も、武力と一体化した、9条違反の明白な違憲の行為で、原告をはじめとする世界の人々の平和的生存権、生命身体精神の人格権に重大な権利侵害を与える危険性は重大である。

(3) 国連平和維持活動（PKO）による侵害

ア 「駆け付け警護」なども可能な「戦争法」

「戦争法」には国際平和維持活動以外の治安維持活動に参加し、「駆け付け警護」なども可能にするためのPKO(国連平和維持活動)協力法改定も含まれている。その中に日米共同作戦計画について「共同計画の策定を行う」と変更し、2015年11月、日米一体で軍事作戦を計画、実行する「同盟調整メカニズム」の常設運用が始まった。自衛隊と米軍が秘密に包まれた作戦を進め、南スーダンでのPKOに自衛隊の「戦闘部隊」を派遣する準備も進められ、南スーダンには、自衛隊の施設部隊約350人が派遣された。従来PKO法では、他国軍隊の防護・救援(駆け付け警護)や現地での治安維持、それら任務遂行のための武力行使などはできなかった。ところが、日本政府は11月15日の閣議で南スーダン国連平和維持活動(PKO)に参加する陸上自衛隊に安全保障関連法に基づく「駆け付け警護」の新任務を付与する実施計画の変更を決めた。20日から順次派遣される交代部隊が新任務を担い、とうとう派遣されてしまった。

紛争当事者間で停戦合意が成立していることや、紛争当事者が日本の参加に同意していること、中立的立場を厳守することで、これらの条件が満たされない場合、撤収できると定め、武器の使用は必要最小限度のものに限ったにもかかわらず、PKO5原則も守らず、南スーダンは今、戦後日本の国是を脅かしかねない危険な情勢にある中、駆け付け警護などできるようにし、武器使用も緩和して、南スーダン、ジュバは安定していると言って派遣した。

自衛隊の宿営地がある首都ジュバでは7月に大統領派と反政府勢力との大規模な武力衝突が発生して270人以上が死亡。10月中旬にはジュバから約600キロ離れた地域での戦闘で50人以上が死亡した。

政府は治安情勢の厳しさを認めながらも、現地を視察した稲田朋美防衛相は「ジュバの中の状況は落ち着いている」(2016年10月11日参議院予算委員会)と強弁する。最高責任者の安倍首相も、その旨強調している。

反政府勢力は国家に準ずる組織とは言えず、停戦合意などのPKO5原則は維持されている

という論法だが、それは、現実を直視しない、「戦争法」に基づく新任務付与の実績づくりを優先した派遣継続ありきである。

このように、南スーダンでは多数の人が殺され、戦闘状況で派兵すれば自衛隊員が殺し殺される蓋然性危険性が大きで、その重大な違憲性違法性は明らかとなっている。イラクやアフガンの紛争例を見る限り、内戦状態の下で他国軍が現地の市民と戦闘員を見分けるのはほぼ不可能である。仮に南スーダンで自衛隊員が誤って一般市民を射殺すれば現地の市民感情が爆発するだけでは済まない。国際人道法違反で外交問題に発展する可能性もある。

南スーダンで政府側についている自衛隊は反政府側にとっては『敵』になるため、当然リスクも高まる。

国連PKO専門家として世界各国で紛争解決にあたってきた伊勢崎賢治・東京外語大教授は、衆院の参考人質疑で、「国家もしくは国家に準ずる組織でないのだから……、武器の使用は国際法上の武力行使に当たらないという……日本独自のロジックは、現代の国際人道法の運用には全くありません」「国際人道法に関係なく殺せると……発信したら大変なことにな」と指摘し、「自衛隊が今まで無事故で済んだのは、奇跡と捉えたほうがよろしい。……今回の安保法制でその任務が拡大するわけですから、奇跡で済む可能性は非常に薄くなる」（2015年7月1日衆院安保特委）と述べている。

また、千葉大の栗田禎子教授（中東・北アフリカ近現代史）は、「（武装勢力も）アメリカの同盟国である日本が武装してアフリカや中東に来ることを知っている。政府は、その脅威や深刻さを自覚できていない」「駆け付け警護と称し、対立するどこかの部族の一員を暴徒として殺したら、その部族は自衛隊を敵視する。自衛隊は内戦の当事者となる」（東京新聞8月21日）と警告している。

そして、自衛隊員が南スーダンの少年兵に銃を向け殺す事態も生じうる。

イ 「南スーダン派遣施設隊日々報告」を防衛省が破棄

2017年2月7日、防衛省は、南スーダンPKO派遣部隊が活動を記録した「南スーダン派遣施設隊日々報告」という「日報」の一部（1639号、1640号）を公開した。これは、これまで防衛省が破棄していたとしていたものである。2016年7月11日と12日の両日分だが、このころは、連日、首都ジュバで大規模な戦闘が行われていた。

11日の日報には、「宿営地周辺より射撃音を確認」「市内における略奪等も発生」などと記載されている。政府と反政府勢力との武装衝突について「（隊員の）巻き込まれに注意が必要」「宿営地周辺および市街地における射撃による流れ弾に注意が必要」などと記載されており、自衛隊が現地の戦闘に巻き込まれる危険性を指摘している。この日報には「戦闘」の表記が複数あり、これまで政府が戦闘ではないと強弁してきたことが虚偽であったことが裏付けられた。

また、これらの報告に基づいて中央即応集団司令部がまとめた「モーニングレポート」同7月12日、13日付文書も併せて公開された。12日付のレポートでは、政府側と前副大統領派の戦闘がジュバ市内全域に拡大し、10日、11日にも戦車や迫撃砲を使用した激しい戦闘がUNハウスや宿営地周辺で確認され、UNハウスでは中国人2人が死亡するなど国連部隊の兵士が巻き込まれる事案が発生したことを明らかにしている。

これらの報告から明らかのように南スーダンでは明確に戦闘行為が行われ、そのことを自衛隊も把握していたのである。それにもかかわらず、稲田防衛大臣は2016年9月30日の国会答弁で

「戦闘行為ではない」と発言していた。その意図を国会で問われると、以下のように答えた(2017年2月8日衆議院予算委員会)。

小山展弘議員 (民進党)

日報やモーニングレポートには「戦闘」という言葉があるが、「戦闘行為」があったということは認めるのか。

稲田防衛大臣

法的意味において意味があるのは「戦闘行為」かどうかだ。法律に定義がある「戦闘行為」ではないということ。その文章でいくら「戦闘」という言葉が一般的用語として使われていても、それは法的な意味の戦闘行為、すなわち「国際的な武力紛争の一環として行われる、人を殺傷し、またはものを破壊する行為」ではない、ということです。

…

小山議員

事実行為としての戦闘はあったのか。

稲田防衛大臣

事実行為としては、武器を使って人を殺傷したり、あるいはものを壊す行為はあったが、国際的な武力紛争の一環として行われるものではないので、法的意味における戦闘行為ではない、ということでございます。そして、国会答弁する場合には、法律において規定されていて、また、憲法9条上の問題になる言葉を使うべきではない、ということから私は一般的意味において「武力衝突」という言葉を使っております。

このように防衛大臣は、憲法9条で問題になるといけないから戦闘行為という言葉を使わなかったとはっきり述べている。これは、戦前、1931年9月18日の柳条湖事件に端を発した日本と中華民国との武力紛争を満州「事変」といい、1937年7月7日の盧溝橋事件を発端として始まった戦争を支那「事変」と公称し、決して戦争とは言わなかったのと同じである。戦争が開始された場合には、戦時国際法が適用されることになるが、それを避けるために、あえて、戦争とはいわず、「事変」と呼んでいた。今回は、憲法9条が禁止する武力の行使、ないしは交戦権の行使にあたってから、あえて、戦闘行為とはいわずに、「衝突」と呼ぶのである。今回の稲田防衛大臣の発言は、みずから南スーダンでの自衛隊の活動が、PKO5原則に違反しているのみならず、憲法9条に抵触する危険な行為であることを自白したにも等しい。

そして、今回、発表された日報およびモーニングレポートは、ジャーナリストである布施祐仁氏から2016年9月に情報公開請求されたときには、「既に廃棄しているということから文書不存在」という理由で同年12月に防衛省が非開示決定していたものである。これに対して、河野太郎衆議院議員が再調査を求めたところ、防衛省統合幕僚監部で見つかったという。こうした防衛省の対応に対して、稲田防衛大臣は、「隠ぺいにあたるというご指摘はあたりません」と弁明している。

しかし、現場の極めて重要な情報が、防衛大臣のもとに上がっていなかったという事実は、軍事情報が現場で容易に隠ぺいされ、文民である大臣が国民の命にかかわる判断をするのに必

要な情報が、十分に与えられないという日本の実態が事実として明らかになったことを意味する。

つまり、文民統制などは絵空事であり、大臣、政治家などの文民が軍部をコントロールすることなど不可能である事実もまた明らかになったのである。アメリカ、イギリスはイラク戦争開戦にあたって、既に第2で述べたように、開戦理由とされた重要な事実(イラクによる大量破壊兵器の保有)に関する情報は、デッチ上げであった。そのために悲惨な結果を招いたのである。文民統制は幻想である。

このようにPKO目的であったとしても、情報が操作され、隠ぺいされ、憲法9条に違反する重大な事態が引き起こされる危険性は、重大かつ現実的なものであることが明らかになった。「戦争法」が規定するPKO活動による原告をはじめ世界の人々の平和的生存権の侵害は明らかである。

ウ 「駆けつけ警護」付与の南スーダン自衛隊派遣はPKO違反

南スーダン自衛隊派遣は、南スーダンが独立した11年7月時点で紛争は起きておらず、政府はPKO協力法第3条1項「武力紛争が発生していない場合において（PKOが行われる）国の同意がある場合」（旧法）に該当すると判断し、紛争当事者が存在しないPKOとしてスタートした。しかし、13年12月、キール大統領（ディンカ族）とマシャル副大統領（ヌエル族）との間で武力衝突が起き、状況は一変した。15年8月に当事者間で和解が成立したが、昨年7月戦闘が再開され、現在に至っている。このときの和解が参加5原則の「停戦の合意」にあたり、破綻したのだから自衛隊は撤収しなければならなかった。

しかし、政府は、2017年3月10日、「南スーダンPKOへの派遣は今年1月で5年を迎え、施設部隊の派遣としては過去最長となる」「南スーダンの国づくりが新たな段階を迎える中、自衛隊の施設整備は一定の区切りがつけることができると判断した」ことなどを理由に、突然、南スーダンから自衛隊を撤退する決定がなされた。野党からあれほど追及された治安の悪化には一言も触れず、昨年7月、自衛隊の派遣されている首都ジュバで大規模戦闘があり、住民や他国のPKO要員に大勢の死傷者が出たにもかかわらずだ。

南スーダンの国連平和維持活動（PKO）に派遣された陸上自衛隊の施設部隊のうち、最後まで現地に残っていた11次隊の隊員約40人が27日午前、帰国し、部隊全員が南スーダンから撤収し、5年4カ月に及んだPKO活動は終了した。

しかし、PKO活動は終了したが、安全保障関連法案に基づき、「駆けつけ警護」を付与した自衛隊派遣は、PKO5原則の違反があった事実はなくなる。

(4) 小結

以上のように、日本国が海外で戦争する国になることを認め、自衛隊員や、日本列島住民をはじめ世界の人々がまさしく数々の犠牲となる危険性、そして自衛隊員や、日本「国民」が加害者となる危険性をもった今回の「戦争法」は、人々を殺し殺される具体的地位に置くものであり、原告らをはじめ世界の人々の平和的生存権・人格権を違法に侵害するものであることが明白である。

したがって、被告らのその立法行為は、国家賠償法上、違法の評価を免れない。

3 国会審議と新聞記事

(1) 国会審議の不十分さ

「戦争法」の制定により、自衛隊員や多くの人々の様々な犠牲が生じる危険性が高まったといえるが、この点について、国会において十分な議論がなされたとはとてもいえない。

(2) 国会審議

安倍首相は民主党の岡田克也代表との党首討論において、戦後の日本を守ってきた抑止力は日米同盟と自衛隊の存在だと主張し、存立危機事態になって米艦を守ることができれば、「より日米同盟は、きずなは強くなり、効率的に……抑止力を発揮できることになるのは自明の理」だと集団的自衛権の必要性を強調した。

民主党の岡田氏が、他国軍の支援を拡大する法案では、自衛隊員の危険が高まることを認めるよう求めたが、首相は「(自衛隊の活動範囲の概念を)合理的に整理し直したということであって、リスクとはかかわりがいいことであることは明確に申し上げておきたい」とこれを否定した。「戦争法」案の閣議決定時に「アメリカの戦争に巻き込まれることは絶対ありません」と発言したことの根拠を問われると「我が国の存立が脅かされない限り、我々は武力の行使はしないし、後方支援活動におきましても、戦闘現場になれば直ちにこれは撤収していくわけでありますから、この巻き込まれ論というのはあり得ない」と応えている(2015年5月20日衆議院国家基本政策委員会合同審査会)。

首相の断定的な発言に具体的な裏付けはなく、岡田氏は討論後、記者団に「『絶対ない』と言ってしまうと、まともな議論にならない」と問題視している(東京新聞2015年5月21日)。

2015年5月27日の衆議院平和安全法制特別委員会では、安倍首相は、兵站を行う自衛隊が相手側から攻撃される可能性があり、自衛隊が自己保存型であれば「武器の使用を行う」可能性も認めた。この場合の武器は、拳銃、小銃、機関銃に限らない。戦車も含めてあらゆる武器を意味している。実際にイラクのサマワにも人道復興支援目的でありながら、110ミリ対戦車弾、84ミリ無反動砲、12.7ミリ重機関銃などを持って行っている。後方支援活動という名の兵站活動の最中に、相手方が仮に戦車などで攻撃してきたときなどには、自己防護という名目の下でこうした武器で反撃を行うことになる。これはとりもなおさず、戦闘行為であり、自衛隊員は極めて重大な危険にさらされることになるが、こうした自衛隊員に生じる危険性に関してですら、国会で十分な議論がなされたとは到底いえない。

(3) 新聞記事

国会での論戦に対し、新聞は次のとおり批判し、「戦争法」の問題性・危険性を明らかにしている。主なものを紹介する。

① 愛媛新聞 2015年5月17日

米の要請断りづらく 安保法制化の自衛隊海外派遣

安全保障関連法案が成立した場合の自衛隊海外派遣について、安倍晋三首相は国会答弁で「主体的に判断する」と述べた。「米国の戦争に巻き込まれる」との批判を意識し「対米追従」を否定した形だ。しかし識者は「これまでよりも米国の要請を断りづらくなるのは明らかだ」と指摘する。

「自衛隊を派遣するに当たっては、わが国の国益や自衛隊の能力を踏まえて主体的に判断する。」安倍首相は15日、衆院本会議で答弁した。

これに対して同日、憲法学者らでつくる「国民安保法制懇」のメンバーとして国会内で記者会見した元防衛官僚の柳澤協二・元内閣官房副長官補は「今回の法制は、米国への協力が切れ目なく、グローバルにできることが最大のポイント」と語り「主体的判断」の困難さを強調した。

地球規模

柳沢が着目するのは、法案の内容を先取りして、4月に米国との間で際改定した日米防衛協力指針（ガイドライン）だ。

1978年に策定された当初は旧ソ連の上陸侵攻を想定した「日本有事」、97年の改訂では「朝鮮半島有事」を念頭に置いた。これに対し、今回の再改定では、地球規模での米軍支援を掲げた上、「平時からの同名調整メカニズム」を設置し、「運用を円滑かつ実効的に行うために共同計画を策定する」としている。

柳沢氏は、「例えば、中東・ホルムズ海峡での事態に備え、日米の実務的な協議で平時から共同計画づくりをすると、実務レベルで事実上の対米公約となる。何か起きれば米国の要請を断れない。そこで（派遣に）国会承認が必要といっても、実際には何の歯止めにもならない」と強調する。

随時可能

元外交官の浅井基文元明治大学教授（国際関係論）は「法整備後は、これまで米国の要請を断る理由だった『憲法の制約』という言い方ができなくなる」と分析する。

アフガン戦争やイラク戦争に関連した自衛隊の派遣では、特別措置法を立法して対応したが、今回の国際平和支援法案で随時派遣が可能に。浅井氏は「米国の求めがあればすぐに派遣、となるだろう」と予測した。

北大西洋条約機構（NATO）との比較にも浅井氏は言及。「加盟 28 カ国による多国間同盟である NATO では、域内外の地域紛争への対応で、国によっては米国と異なる選択ができるし、実際にしている。しかし二国間の日米同盟では、米国の求めを日本が断ることは考えにくい。むしろ安倍政権なら積極的に応じるだろう」と指摘した。

② 愛媛新聞 2015年5月26日

あらゆる戦争 正当化の恐れ 安保関連法案きょう審議入り

安保関連法案が26日、衆院で審議入りする。元内閣法制局長官の阪田雅裕氏に、論点のポイントなどを聞いた。

* * *

—注目する論点は？。

「最大のテーマは、集団的自衛権と憲法 9 条の関係だ。これまでは専守防衛が基本で、直接侵略を受けない限り自衛隊は実力行使できなかった。従来の解釈を根底から覆すのだから相当な理由があるはずだが、政府の説明は不十分だ。さまざまなリスクを高める集団的自衛権の行使を可能にすることが、日本の平和にどうつながるのか、根拠がよく分からない。『限定的』としている行使の範囲も曖昧だ」

－集団的自衛権の行使には「存立危機事態」など 3 要件を設けている。

「これまで政府は、わが国が武力攻撃を受けた状態を『(国の存立を全うすることを妨げ) 国民の権利が根底から覆される事態』としてきた。今回は同じ言葉を使いながら、石油などの輸入が途絶する状況も該当する場合があるとしている。中東・ホルムズ海峡の機雷掃海を例に挙げるが、従来からすると、存立を脅かす状況にはほど遠い。ここまで認めるのなら、政府の判断でありとあらゆる戦争が正当化されかねない。」

－中谷元・防衛省は自衛隊員のリスクが「増大しない」と説明した。

「ありえない説明だ。例えば、後方支援では、活動範囲が広がるので当然リスクは高まる。昨日、相手国を制圧したばかりの地域で活動することも可能になる。弾薬も提供できるので、一体的に活動していると敵対国に思われやすく、日本への攻撃につながる危険が増すのではないか」

－安倍晋三首相は「米国の戦争に巻き込まれることは絶対にない」と発言している。

「米国が『来い』といえ、どこにでもいける仕組みができる。これまでの経緯から断ることは考えにくく『何も変わらない』という説明はおかしい。政府は『リスクは高まるが日本の平和のために必要だ』と説明し、国民に理解してもらおう努力をするべきだ」

－法案が複雑で国民には中身が分かりにくい

「個別の事例に即して説明することが政府には求められる。抽象的な表現では伝わらない。その際、法律の枠組みの中で『やれないこと』と、現政府の考えで『やらないこと』の区別をはっきりさせる必要がある。今はそこが整理されていない。野党は何が問題か的確に指摘し、国民に必要な情報を引き出すような工夫をしてほしい」

③ 愛媛新聞 2015 年 6 月 3 日

岐路の安全保障 県関係国会議員に聞く②村上誠一郎氏（自民党、衆院 2 区）
平和外交の努力こそ 民主主義崩す解釈改憲

安全保障はどれだけの的を減らして味方を増やすかだ。的が増えたら防衛費は天井知らずになる。まずは平和外交の努力をすべきだ。安全法制に時間とエネ

ルギーをかけているが、今すべきことは財政、経済、金融や社会保障、そして特に外交の仕立て直しだ。

憲法解釈変更で、集団的自衛権を行使できるとなれば、主権在民や基本的人権の尊重といった憲法の根幹に関わることも、解釈で簡単に変更できるようになる。民主主義が根底から崩れかねない。

武力行使の新 3 要件は抽象的な言葉しかなく、どのような武力行使が可能か判断基準が曖昧だ。米国が攻撃され、日本の存立が根底から覆されるような事態といえば、米国に核ミサイルが撃ち込まれる場合が考えられるが、そのときにはどうすることもできない。

他に手段がないということはどう判断するのか。外交努力もせず、他の手段がないというのか。何から何まで構成要件が曖昧だ。

米国が期待する集団的自衛権と、日本政府が言っているものは全く違う。そもそも集団的自衛権とは、自国は攻撃されていないが、同盟国が攻められたときに闘うことだ。安倍晋三首相の祖父・岸信介元首相や吉田茂元首相は、憲法 9 条などをうまく使い、米国の要求をかわしてきた。しかし、今後は日本が安全保障の法律を作ったから米国を助けに来てくれとなる。

55 年前の日米安保保障条約改定は、全てのマスコミ、学者、国民を巻き込む大騒動になった。今回はさらに大転換する大事なときに静かだ。一番ダメなのは政治家だ。真剣に法案について考え、理解しているのか。

最近の安倍首相の答弁は言葉に魂がなく、ペラペラ読んでいるだけ。本当に自衛隊員の危険性を考えているのか。(歯止めとして)国会承認があるが、与党内は金太郎飴のような状態だから、絶対多数があれば容易に通る。

(他国軍の後方支援を可能にする新法の)国際平和支援法で懸念しているのは、イラク戦争のようなケース。結局、イラクに大量破壊兵器はなかった。日本には米国や英国のようなインテリジェンス(情報活動)がなく、他国の情報にすぎるしかない。一つ一つの情報を丁寧に議論しないといけないが、恒久法にするとチェックする暇がない。

日本は平和外交に徹し、専守防衛を掲げてきたから、世界中の人たちが日本をテロの対象にしなかった。今後はテロの対象国になりかねず、自衛隊リスクよりも、国民のリスクの方がもっと高まる危険性がある。(聞き手・松本尚也)

④ 東京新聞 2015年5月27日

自衛隊の海外での武力行使などを可能にする安全保障関連法案が26日、国会で審議入りし、安倍晋三首相は「戦闘現場では支援活動はしない」などと従来の主張を繰り返した。しかし、同日昼に近くで開かれた学習会では、元陸上自衛隊員が「非戦闘地域か戦闘地域かは関係なく、敵が一発でも撃ってくれば戦争になる」と警鐘を鳴らした。(中山高志)

法案審議が始まる数時間前、国会議事堂裏の衆議院第二議員会館の会議室で、NGOが主催した学習会。元陸自レンジャー隊員の井筒高雄さん(45)が国会議員や報道関係者らを前に、隊員経験を踏まえながら安保法制の問題点を語った。

学習会で井筒さんは「(敵国は)世界最強の米軍とは正面から戦わず、軽武装している日本の自衛隊など、実戦経験のないところをたたく」と話した。戦争の現場では、いつ、どこから銃弾が飛んできてもおかしくない。安保法制によって派遣される自衛隊が将来、戦闘に巻き込まれる危険性を指摘した。

リスクとともに、隊員の負担も増えるという。「これからはいつでも海外に出て行く。陸自のどこかの部隊は、必ず待機命令で拘束されることになる」と井筒さん。「自衛隊はますます閉鎖された社会になり、自殺も増えるのでは。士気が下がることはあっても、上がることは無い」と言い切った。

国会審議の初日、与野党の議論はこれまで同様、平行線だった。井筒さんは「こんなはずではなかった、となってからでは遅い。そうならないよう、真摯(しんし)な議論をしてほしい」と求めた。

◇首相の国会答弁

安倍首相は26日の衆院本会議で、米軍への後方支援などについて次のように答弁した。

補給や輸送などの支援活動は「現に戦闘行為が行われている現場では実施しない」とした上で、「仮に状況変化により、現に戦闘行為が行われている現場等となる場合は、直ちに活動の休止、中断等を行うことを明確に規定している。武力行使に発展する可能性はない」と強調した。

自衛官のリスクについては「法制の整備によって付与される新たな任務も、従来通り命懸け。そのため、隊員のリスクを極小化する措置をしっかりと規定している」と述べた。

外航船の元一等航海士 本望隆司さん(73) =さいたま市西区

タンカーでペルシャ湾から石油を、オーストリアなどからは鉄鉱石を運んだ。印象に残るのは1980年代のイラン・イラク戦争。船体にペンキで大きな日の丸を描き、船団を組んでペルシャ湾を航行した。

当時、日本政府は海外で武力を一切行使しない立場だった。イランなどと交渉してタンカーを通してもらい、石油は途絶えなかった。海外で武力を行使しないという憲法があるから、交渉が成立したのだろう。集团的自衛権の行使容認で、場合によってはアメリカと一緒に戦い、機雷除去までやるという。外交的な方法で航行を確保できず、逆に日本経済は大変な事態になるのでは。いま、外航船に日本人はほとんど乗っていない。武力を行使する危険な状況で、外国人が乗ってくれるのかもわからない。

太平洋戦争では民間船舶も兵員輸送などに使われ、6万人以上が犠牲になった。先輩から戦時中の話を聞き、外国では「日本軍にえらい目に遭った」と反日感情も経験した。だから、日本の海運界は平和でなきゃいかんという意識が強い。

集团的自衛権の行使を認めれば、狙われるリスクは高まる。憲法をいいかげんな状態にしてはいけないと思う。

⑤ 東京新聞 2015年5月27日

柳澤協二氏の安保国会ウォッチ 国民のリスク高まる

枝野幸男・民主党幹事長「集团的自衛権の部分容認などで、抑止力はなぜ高まる

のか」と質問し、安倍晋三首相「いかなる事態にも切れ目のない対応が可能となり、日米同盟が完全に機能する。世界に発信することで抑止力は高まり、(日本が)攻撃を受ける可能性は一層なくなっていく」首相は「日米同盟が強固だと抑止力が高まる」と漠然としたことしか言わない。「国民全体のリスクが低くなる」とも言ったが、二つの面で誤りだ。

一つは、法案ではアメリカの作戦についていって平時から米艦を守ることで、日本が攻撃を受けるリスクが高まる。南シナ海のような日本から離れた場所で米軍の戦闘を支援すれば、本土の防衛力が割かれる。

米艦への抑止力は高まるが、逆に日本の抑止力は高まらない。日本は現場指揮官の判断で「切れ目なく」米艦を防護し、日本とは関係のないところで米中が衝突した時、米中の対立に自ら巻き込まれる要素がある。

二つ目は、海外で武器を使う機会が多くなるということは、敵と戦うということ。だがテロリストに抑止は効かない。イスラム過激派、武装勢力と敵対すると海外の日本人のリスクは高まる。国内テロは警備でどう防ぐかということだが、危険は高くなる。

自衛隊は今までできなかった活動をやることになるのだから隊員のリスクは確実に高まる。武器を使う機会が増え、相手から攻撃される機会が増えることは常識として認めないといけない。災害救助や訓練、人道支援は敵がいない任務だが、これからは敵が撃ってくるのだから「今までと変わらない任務しかししない」と言うのは不誠実で非常識だ。そのような言い方は国民に通用しない。(金杉貴雄)

⑤ 朝日新聞 2015年5月28日

新たな安全保障関連法案を審議する27日の衆院特別委員会では、自衛隊が海外で他国軍に後方支援を行う際の範囲も論点になった。安倍政権はこれまでの「非戦闘地域」という考え方を廃止したが、自衛隊が安全な場所で活動することに変わりはないと強調。一方、野党は、自衛隊がより戦闘現場に近づくことになり、攻撃されるおそれが高まると批判を強めた。

■戦闘現場除き設定可能

「後方支援について、党首討論で『非戦闘地域』の概念を変えと言った。(自衛隊イラク派遣の際に戦闘地域の)もっと近くに行きたかったけれどできなかったということか」

27日の特別委。民主党の岡田克也代表が質問すると、安倍晋三首相はこう答えた。「(非戦闘地域は)憲法との兼ね合いで考え出された概念。(今回の法案では)合理的かつ柔軟なものに整理しなおした。安全な場所であることは、従来といささかも変わらない」

議論の焦点となったのは、自衛隊が海外で行う後方支援の活動地域が、どこまで拡大するかだった。

イラクなどに自衛隊を派遣した際、自衛隊が他国軍への輸送や補給などの後方支援活動ができる範囲は、これまで法律で「非戦闘地域」と規定されてきた。その定義は「現に戦闘行為が行われておらず、活動の期間を通じて戦闘行為が行われない」とされた。自衛隊が活動している間はもちろん、将来にわたって戦闘が行われない

地域でなくてはならなかった。

ところが、安倍政権は今回の安保関連法案でその枠組みを変え、「現に戦闘行為が行われている現場」でない限り、自衛隊が活動できるように変えた。将来はともかく、活動している間に戦闘がなければ後方支援できることになる。

野党はこの変更で自衛隊がより戦闘現場に近いところで支援をするのではないかと懸念を示した。維新の党の柿沢未途幹事長は「戦闘現場の手前まで後方支援活動として兵員の輸送ができるようになる。リスクが増大しないと考えるのは事実ではない」と指摘した。

これに対し、中谷元・防衛相は「派遣する際には、防衛大臣が円滑かつ安全に活動を実施する区域をあらかじめ定めなければならない、と規定されている。隊員の安全に十二分に配慮した内容になっている」と反論した。

中谷氏が指摘したのは、自衛隊が後方支援する際、安全を確保するために、防衛相が設定し、首相が承認する「実施区域」のことだ。安保関連法案で義務づけられている。だが、国会承認や閣議決定などの手続きは必要なく、事実上、時の政権が自由に設定できる。

民主党の大串博志氏は「これまでは(非戦闘地域が)法律に書かれてきた。それを落としてしまって、安全を確保する手段を削った。新たな仕組みでは機動的に活動を実施する区域を指定できる。ものすごい負担が現場にかかる」と指摘した。

■弾薬提供など内容も議論

地理的な概念の拡大にとどまらず、弾薬提供など支援内容も広がる。共産党の志位和夫委員長は「弾薬を提供すれば戦闘部隊への補給を断つため、自衛隊は真っ先に攻撃対象にされるだろう。現実に攻撃され、殺し殺される危険が徹底的に高まる」と、戦闘に巻き込まれる危険度が格段に増すと指摘した。

首相は「(攻撃される)その可能性が100%ないと言ったことはない」としたうえで「戦闘現場になることはない区域を指定して、そこで活動するわけだから、最大限安全を確保している」と答えたが、志位氏は「弾薬や燃料の補給は国際的には兵站(へいたん)(軍需補給)と呼ばれている。戦争行為の一部であり、武力行使と不可分の活動だと国際社会にみなされている」と反論した。

⑥朝日新聞社説 2015年5月28日

安保法制国会—リスクを語らぬ不誠実

新たな安全保障法制の整備によって、海外に派遣された自衛隊員の危険が増すのではないかと。野党側の追及に対して、政府側は「リスクの増大」を明言しようとしな

い。安保法制を審議する衆院の特別委員会がきのう始まったが、論議がかみ合わない。原因はもっぱら、安倍首相や中谷防衛相らの不明確な答弁にある。

法案がめざすところでは、自衛隊員の派遣先は世界規模となり、任務の幅も広がる。自衛隊の他国軍への後方支援はこれまで「非戦闘地域」に限られていたが、法案では「現に戦闘の行われていない地域」に広げている。派遣地域の治安を守るための巡回、検問など新たな任務も加わる。

自衛隊員のリスクが高まるのは明らかであり、そのことを前提としなければ、およそ現

実味に欠ける。このままでは論戦自体が成り立たない。

賛否いずれの立場をとるにせよ、特別委員会はそれを判断するために議論を尽くす場である。政府はその材料をきちんと提供しなければならない。

リスク論争で焦点となっているのが、他国軍への弾薬の補給などの後方支援である。中谷氏は「安全が確保された所に補給基地があって支援するので、前線から離れている」と説明するが、具体的にどの程度の距離を想定しているのか。政府は一定の目安を示すべきだ。

補給基地やそこに至るルートは、攻撃の対象となりえる。中谷氏は「戦闘現場は動く」とも説明しており、当然リスクはある。戦闘現場になりそうな場合は休止、中断し、武器を使って反撃しながらの支援継続はしないと説明するが、休止の判断は的確になされるか、それで本当に安全が確保されるのか。

安倍首相はまた、法整備によって「日本の抑止力が高まり、国民のリスクが下がる」とも主張している。だが、抑止力が万能であるかのような説明は大いに疑問だ。

たしかに日米安保の強化は全体的な抑止力につながるかもしれないが、それで国民のリスクが下がるかどうかは別問題だ。たとえば、テロリストに対して抑止力は意味をなさない。踏み込んだ後方支援で日本の立場が鮮明になればかえってテロの危険性が高まる恐れもある。

その意味で、問題は自衛隊員にとどまらず、国民全体にかかわる。政権はその説明を避けたまま、海外の紛争への関与を強める大転換を図ろうとしている。リスクを語らぬ姿勢は不誠実と言わざるをえない。

⑦ 愛媛新聞 2015年7月10日

「前線も後方もない」「支援活動を敵視も」 安保法案に懸念次々

紛争地域の実情を本当に分かっているのか。自衛隊の任務を大幅に拡大する安全保障関連法案に対し、海外で活動する非政府組織（NGO）から疑問の声が上がっている。「現場では前線も後方もない」と自衛隊のリスクが高まることを予想したり、「NGOの支援活動も敵視される」と懸念したりしている。

紛争地知る日本のNGO

「現地では誰が敵で誰が味方なのか、見分けが付かなくなっていた。疑心暗鬼の状態だった。」2002～06年までアフガニスタンで医療支援に当たった日本国際ボランティアセンター（東京）の谷山博史代表理事（57）が話す。

01年の米中樞同時テロを受けた米軍はアフガニスタンを空爆し、タリバン政権は消失。だが、同国に駐留した米軍や多国籍の国際治安支援部隊（ISAF）などを狙ったテロが頻発し、住民が戦闘に巻き込まれる事態も相次いだ。

「米軍は、たまたま近づいた住民の車両に狙撃することもあった。武装勢力が住民と渾然一体となっていたので、『いつやられるか分からない』と恐怖心を抱いていたのだろう」と谷山さん。

法案では、国連平和維持活動（PKO）で武装集団に襲われた国連要員らを助けに行く「駆けつけ警護」や、治安維持活動といった新たな任務が加わる。国際紛争に対処する他国軍の後方支援を随時可能とする新法の制定も含まれてい

る。

もしアフガニスタンのような状況で、自衛隊が治安維持や停戦監視をしたら一。谷山さんは「紛争地には前線も後方もない。何かの拍子で自衛隊が武器を使えば、とたんに戦争当事国になる」と心配する。

日本イラク医療支援ネットワーク（東京）の佐藤真紀局長（54）は03年のイラク戦争以降、現地の治安悪化を目の当たりにしてきた。

「米国と関係が深い日本の団体だと分かると、現地スタッフが誘拐される心配があり、目立たないように活動した時期もあった。自衛隊の任務が拡大すれば、日の丸を掲げた支援は敵視される可能性も大きくなる」と強調する。

駆けつけ警護について佐藤さんは「現地の情報に詳しい警察機構に頼るのが現実的だ。救出には相手を刺激せず、時間をかけて交渉するしかない」と指摘する。

気がかりなのは、イラク戦争開戦の理由になった大量破壊兵器が結局見つからなかったのに、米国を支持した日本政府が十分な検証や謝罪をしていないことだ。佐藤さんは「あんなひどい戦争はない。責任を曖昧にしたまま、米国に追従するような法律を整備していいのか」と憤った。

谷山さんや佐藤さんら国内の16団体の代表が呼びかけ人となり、法案に共同で反対する「NGO非戦ネット」が今月2日に設立されている。

⑧ 東京新聞 2015年7月14日 こちら特報部

第三回「自衛隊員は危険にさらされる？」で、「隊員に死者が出るんじゃないか、という批判がある」と問われると、安倍首相は「自衛隊員の仕事は大変過酷」と発言。「自衛隊発足以来、実は1800人を超える殉職者が出ているんですね」「国民のため365日昼夜を分かたず汗を流している彼らを、私は本当に誇りに思います」と語り、質問に明確に答えなかった。

一方で、任務が増えると自衛隊員の危険が増すのではないか、という質問には、新たな訓練などができるようになり、「リスクは下がっていく」と説明した。

⑨ 東京新聞 2015年7月24日

自衛隊員の妻と母苦悩夫の戦死も人殺しもイヤ

安全保障関連法案の審議が来週から参院で始まる見通しとなり、他国を武力で守る集団的自衛権行使に基づく自衛隊派遣が現実味を帯びてきた。海外の現場で、隊員の安全は確保されるのか。国民の疑問が解消されない中、本紙に寄せられた自衛隊員の妻のメールなどから、苦悩する家族の姿が浮かぶ。（中山高志）

「夫に出会った時、集団的自衛権を行使するような自衛隊だったら、結婚しなかったかもしれません」。夫が航空自衛隊員の関東地方の40代の主婦は、メールに割り切れない思いを記した。「夫が戦死するのも、人殺しに加担するのも嫌ですから」

衆院特別委員会で法案が可決された15日。夫の職場では「とうとう戦死者が出るな」との声も上がった。帰宅後にそう打ち明けた夫は「今までやってきた訓練が生かされる」と冷静を装った。しかし、皮肉っぽい言い方からは、本音だとは思えなかった。

その前日夜には家族で法案について話し合った。「まずはソマリアに行かされるだろうな……」。淡々と語る夫に、子どもたちは「行かされそうになったら、足の骨を折っても行かないようにして」と懇願した。

東京電力福島第一原発事故の直後、夫に事故現場への出動が持ち上がった。「なんであなたが」と泣きながら反対したが、夫は「命令には従わないといけない」と冷静だった。結局、出動命令は出なかったが、連れ添う伴侶の覚悟の重さをあらためて感じた。

海外への出動命令が下れば、夫は4年前と同様に粛々と従うと思う。でも「人を殺す爆弾を運ぶために入隊したわけじゃない。本当は行きたくないはずだ」と心中を思いやる。

「本心から法案に賛成の方は、お子さんたちと新しい軍隊をつくり、戦地に行ってほしい」。主婦はメールをこう締めくくった。「戦地に行くことがどんなことなのか。いま一度、わが身に置き換えてよくよく判断してもらいたい」

⑩東京新聞 2015年7月30日

「原発攻撃に備えない」生活・山本太郎氏が批判

生活の山本太郎共同代表は参院特別委で、九州電力川内原発(鹿児島県)の再稼働に関連し、原発が他国のミサイル攻撃を受けた場合の被害見込や住民の避難計画をたどした。

安倍晋三首相は、「武力攻撃は手段や規模などが異なる」として、被害想定を具体的に示すことは困難だと説明。日本有事の際の原子力災害では、放射性物質放出による汚染のレベルなどを見極めて、住民を避難させる考えを示した。

原子力規制委員会の田中俊一委員長は原発再稼働の審査で、ミサイル攻撃への対策を講じているかどうかは考慮していないと明らかにした。理由について「設置者が対処すべき性格のものではない」と述べた。

山本氏は「最悪の事態に備えていない。国民の生命や権利を守れるとは到底思えない」と批判。こうした状況では「川内原発は再稼働できない」と主張した。

4 結語

以上のように、「戦争法」の制定によって人々に生じる様々な危険性について、国会において十分な審議が尽くされたとは、とてもいえない。この点からも、国民の理解を得るために国務大臣、国会議員として遵守すべき行為規範ないし職務義務に明白に違反しているものである。

よって、準備書面(2)で主張したとおり、その立法行為は、「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合」に該当し、国家賠償法上、違法の評価を免れない。

以上